人事院は、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）に基づき、人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁　一　宮　なほみ

人事院規則二二―二―四

人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を次のように改正する。

別記様式裏面中「国家公務員倫理審査会印」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。